

諮問庁：独立行政法人地域医療機能推進機構

諮問日：平成29年12月15日（平成29年（独情）諮問第83号）

答申日：平成30年5月23日（平成30年度（独情）答申第5号）

事件名：特定期間に係る特定個人の診療録の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年11月20日付け地域医療機構発総第1120001号により独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によるとおおむね以下のとおりである。

機構と独立行政法人地域医療機能推進機構特定病院（以下「特定病院」という。）とは別法人であり、法は全国の病院は適用されないのではないかと。例えば、医療法人が、経営専門の法人と病院等の施設の法人を分けている場合があり、この場合と同じ考え方である。だから、機構は事務局的な要素があるので特定個人の診療録どころか、診療記録自体全々保有していないのではないかと。請求した法人文書がないのは、誰からも明らかなので、文書の存否は答えなければならない。だから法8条に違反して、違法な処分である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求対象文書について

本件審査請求に係る開示請求の対象文書は、開示請求人の父親の診療録である。

2 原処分における開示文書について

本件は、氏名により個人を特定した上で診療録について開示を求めたものである。

個人を特定した上での診療録の開示請求については、法及び独立行政法

人地域医療機能推進機構情報公開審査基準（以下「審査基準」という。）
11条に定めているとおり、文書の存在の有無を回答することで特定個人の病歴に関する情報の有無が明らかになってしまうおそれがあるため、法5条1号の不開示情報に該当すると判断し、法8条の規定により存否応答拒否（原処分）とした。

3 審査請求人の主張について

これに対し、審査請求人は、「機構と特定病院とは別法人であり、法は全国の病院は適用されず、機構は本件対象文書が無いことは明らかであるために文書の存否は答えなければならない。」と主張し、診療録不存在との回答を求めているものである。

4 諮問庁の主張について

機構は、独立行政法人通則法2条1項及び地域医療機能推進機構法に基づき設置された、本部と特定病院を含む57の施設からなる独立行政法人である。

そのため、施設に対してなされた情報公開請求に対しても、法は適用される。

よって、法及び審査基準11条に定めているとおり、文書の存在の有無を回答することは特定個人の病歴に関する情報の有無が明らかになってしまうため、法5条1号の不開示情報に該当することから、法8条の規定により存否応答拒否とした。

5 結論

以上のことから、原処分は妥当であり、これを維持するべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 平成29年12月15日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成30年5月8日 | 審議 |
| ④ 同月21日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その存否を答えるだけで法5条1号による不開示情報を開示することになるとして、法8条に基づき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、文書の存否を答えるよう主張しているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 存否応答拒否の妥当性について

- (1) 本件開示請求は、個人を特定した上で、特定期間のカルテ（診療録）（本件対象文書）の開示を求めており、本件対象文書の有無を答えることは、特定個人が機構において診療を受けたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものと認められる。
- (2) 本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（同号ただし書イ）に該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。
- (3) したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否した原処分は妥当である。

なお、審査請求人は、「機構と特定病院とは別法人であり、機構は、特定病院の診療記録自体を全く保有していないから、本件対象文書の存否を答えなければならない。」旨主張するが、特定病院は機構が直接運営する病院であり、特定病院の診療録は機構の保有する法人文書に該当すると認められるので、審査請求人の主張は、失当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙（本件対象文書）

本人の父親である特定個人の特定期間の診療に関するカルテ

死亡年月日 特定年月日 A（特定個人）

生年月日 特定年月日 B

住所 特定住所